

CIRJE-J-3

戦後日本の産業資金配分政策：産業政策と銀行

東京大学大学院経済学研究科

岡崎哲二

1998年8月

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられたい。

Fund Allocation Policy in Postwar Japan: Industrial Policy and Banks

by
Tetsuji Okazaki,
Faculty of Economics, The University of Tokyo

Abstract

The aim of this paper is to evaluate the degree of government intervention in the allocation of private bank funds in 1950's Japan. As a part of the transition process to a market economy, financial controls dating since the period of WWII, were abolished in 1949. By the early 1950's, the government was able to achieve the intended fund allocation through the control of public finance, because public funds had a large share in long-term funds supply. In the middle of the 1950's, while public funds decreased relative to private funds, a huge demand for the public funding of social infrastructure programs emerged in the context of high economic growth. This situation caused a serious shortage of capital for "basic industries," including electricity, coal, steel, shipping, which had until then heavily depended on public funds.

To cope with this situation, the party in power tried to reinstate the control of fund allocation of private financial institutions. Although this was not realized owing to hard opposition from financial and industrial associations, the potential threat of financial control continued to exist. This in turn, urged private financial institutions to set up a system for the voluntary adjustment of fund allocation. In 1956 the Council of Financial Institution Fund was established under the Ministry of Finance, in which such issues as allocation policy of private financial institutions and adjustment of investment plans of private companies were discussed.

In order to ensure that the policies established by the Council were implemented by the private financial institutions, the National Federation of Banking Associations set up the Fund Adjustment Committee. Meanwhile, the Ministry of International Trade and Industry (MITI) established the Industrial Fund Branch under the Council for Industrial Rationalization, where MITI and representatives of industrial society discussed the adjustment of investment in accordance with the capacity of private financial institutions' capital supply. The Council of Financial Institution Fund, the Fund Adjustment Committee, and the Industrial Fund Branch came to be a basic framework for the policy-based adjustment of private fund allocation in the early part of the high growth period.

1.はじめに

第二次世界大戦によって大きな打撃を受けた日本経済は、1950年代前半に復興を完了し、以後1970年代初めまで長期にわたる高度成長を実現した。年率10%前後の高い経済成長率が決定的な障害に直面することなく20年近くの間持続した事実は、日本経済が有効な資源配分のメカニズムを備えていたことを示唆している。そのメカニズムがどのようなものであったかという問いは、内外の研究者・実務家の幅広い関心を集めてきた。また、1990年代に露呈した日本経済のさまざまな問題は、あらためて日本の経済システムに関する客観的な分析を要請している。

この論文では、以上のような問題関心に立脚して、1950年代における資金配分の政策的調整の仕組みに焦点をあてる。資金配分政策は近年の日本の産業政策に関する文献において中心的な問題の一つとされてきた（World Bank[1993]；Calder[1993]）。しかし、資金配分政策の実態に関する理解は日本開発銀行の役割（日向野[1986]；堀内・隨[1994]）を別にすれば、必ずしも進んでいるとはいがたい。特に本稿が主要な対象とする民間資金の配分に対する政策的介入についてはほとんど関心が払われてこなかった。そこで以下では、民間資金の配分に対する政策介入が行われた歴史的背景、政策的調整の仕組みの形成過程、および調整プロセスとその効果について実証的に分析することにしたい*1。

2.公的資金の重点配分と融資自主規制の開始

1949年4月、経済復興のための長期資金供給に中心的な役割を果たしてきた復興金融金庫が、ドッジラインの一環として新規融資を停止した*2。戦争と戦後インフレーションによって金融資産の蓄積が低下した状況下でとられたこの措置は、長期資金の著しい不足を引き起こした（大蔵省財政史室[1976]）。これに対処するため、1949年初めから経済安定本部（以下、安本と略すことがある）、大蔵省と日本銀行によって対策の検討が進められた。検討プロセスは経済安定本部の内部資料と大蔵省財政史室編[1976]によって追うことができる。

1949年6月、経済安定本部財政金融局は、次の2点を骨子とする重点産業への資

*1この論文は、奥野正寛（東京大学）、植田和男（日本銀行）、石井 晋（学習院大学）、堀 宣昭（九州大学）との共著書の一部として準備されたものである。

*2復興金融金庫の機能についてはOkazaki and Ueda[1995]を参照。

金供給対策案を作成した*3。第一に、政府は安本による生産計画に基づいて、投資プロジェクトとそれに必要な資金額のリストを作成する。第二に、リストに掲げられたプロジェクトに融資した民間金融機関に対して日銀が国債・復興金融金庫債の買い上げを通じて資金を供給する。日銀が産業政策に基づいて重点産業に間接的に資金を供給するという案である。安本の日銀に対する期待は大きく、別の文書には日銀が民間金融機関の融資を指導斡旋する案が記されている*4。

実際、それまで日銀は資金配分に大きな役割を果たしていた。ドッジライン以前には、日銀は金融機関資金通準則の実施を担当しただけでなく、重点産業の主要企業に対して民間金融機関の協調融資を斡旋した。ドッジラインの実施とともに融資規制は実効性を失ったが、日銀による融資斡旋は、「ディス・インフレ政策」の主要な手段の一つとして、むしろその役割を増大させた（岡崎[1996]）。融資斡旋と並行して日銀は民間金融機関から国債と復金債の買い上げを行うとともに、この措置によって日銀から民間金融機関に供給された資金を特定の重点産業の融資するよう金融機関を指導した。経済復興の初期段階において日銀は、安本の構想にあったように、オーソドックスな中央銀行の機能を超えて資金配分政策に大きな役割を果たしていたのである。

しかし、1950年代にも引き続き日銀がこのような役割を担うことはできなかつた。民間金融機関が保有する国債のストックが減少しただけではなく、アメリカの占領当局（GHQ）が日銀の選択的介入に否定的だったことによる。GHQは日銀が資金配分に選択的に介入することは中央銀行の中立性の原則に反すると主張し*5、これにしたがって日銀は1950年5月に融資斡旋を大幅に縮小した。ところが、その後に朝鮮戦争が勃発し、特需に刺激された設備投資ブームの中で長期資金の不足が一層深刻になった。

このような状況を前提として、①見返資金、②資金運用部資金、③日本開発銀行（開銀）、④民間金融機関の融資自主規制などの政策的資金配分のための新しい仕組みが1950年代初めに導入された。見返資金はアメリカ対日援助物資の売却代金を原資とし、次のような手続きで運用された。まず経済安定本部が、関係官庁と協議のうえ四半期ごとに援助資金運用計画を作成した。この計画は公企業融

*3経済安定本部財政金融局「当面の金融対策（試案）」、総合研究開発機構・戦後経済政策資料研究会編『経済安定本部 戦後経済政策資料』第22巻、日本経済評論社、1995年。

*4経済安定本部「信用統制方式の改訂について」、同上。

*5総司令部「国債買上げ政策に関する件」、1949年10月10日、同上。

資・私企業融資・国債購入・余剰資金運用の4つの部分から成り、私企業融資は産業別・企業別に計画された。援助資金運用計画は大蔵省および閣議の検討を経て、GHQの最終的な判断を仰いだ（大蔵省財政史室[1976]、pp. 947-948）。

資金運用部は大蔵省預金部を継承して1951年に設置された。資金運用部の主要な原資であった郵便貯金は終戦後、民間金融機関の預金より相対的に急速に増加した。そのため大蔵省と経済安定本部は預金部資金を産業資金として利用することを構想し、1950年4月に大蔵省からGHQに対して預金部資金による金融債・事業債の引き受けを提案した。当初GHQは、預金者保護の観点からこの提案に消極的であったが、1950年10月にドッジは、預金部を資金運用部に改組するという条件付きで、預金部による金融債の引き受けを承認した（大蔵省財政史室[1980]pp. 853-861）。

その際、金融債の預金部による引き受けをテコとして、金融債の発行主体である日本興業銀行・日本勧業銀行の資金運用に対する政策的介入を行う意図が日本政府にあったことが注目される。預金部の金融債引き受けによって興銀と勧銀に供給された資金については、政府が作成する企業別の資金配分計画にしたがって融資するよう両行に義務づけるという案が1950年11月に政府部内で作成された*6。安本内部にさえ政府の過剰介入とする意見があったためにこの案は見送られたが*7、同年12月に安本はより緩やかな次のような案を作成した。すなわち政府が融資基準を発表して、これを興銀・勧銀が融資にあたって考慮するよう指導する。両行は四半期ごとに融資実績を政府に提出し、政府はこれを次回の金融債引き受けの際に参考にするという案である*8。残念ながら両行の資金運用に対する介入の実態については詳細は知り得ない。しかし長期信用銀行が融資にあたって政府の産業政策を重視したことは、次のような資料から推測できる。例えば、日本長期信用銀行の調査部長（竹中一雄）は、1968年に刊行されたその著書の中で、長期信用銀行は公共の福祉を重視し、通産省・運輸省の政策に協力してきたと記している（竹中[1968]、pp. 81-82）。

日本開発銀行は1951年に日本開発銀行法に基づいて設立され、その資金の大部分は政府からの借入金によって調達した。開銀法は同行の目的を「長期資金の供

*6 「預金部引受け金融債による融資の規制について」、1950年12月11日、同上。

*7 経済安定本部財政金融局「見返資金の私企業投資及び預金部引受け金融債による産業投資について」、1950年12月11日、同上。

*8 経済安定本部「預金部引受け金融債による産業資金確保対策について（未定稿）」、1950年12月22日、同上。

給を行なうことにより経済の再建および産業の開発を促進するため、一般の金融機関が行なう金融を補完し、または奨励する」と規定した（日本開発銀行[1963]、pp. 36-37）。開銀法案の審議の際に、復金が不健全な金融と政治的腐敗の温床となつたことへの反省に立つて、政策金融と金融機関としての独立性の関係が主要な論点の一つとなつた。この問題は「日本開発銀行の運営については、同行がわが国経済の自立、産業の開発など今後の重要な経済施策を推進するため必要な産業資金供給上に占める重要性および政府金融機関としての使命を考え、政府の産業・交通および金融に関する総合的な政策およびこれに基づく基本計画に順応せしめるものとする」という閣議了解によって決着した（同上、p. 36）。開銀は政府の産業政策を考慮にいれつつ、しかし独自の金融判断に基づいて融資を決定するという原則である。この原則を実効性のあるものとするため、開銀は興銀から人員とノウハウを導入して審査部を設置した。一方政府は産業政策の方向を示すために、毎年度「政府資金による融資の基準となるべき産業および交通に関する基本計画」を開銀に提示した。

以上のように、ドッジラインによって機能を停止した復金に代わって公的資金を配分するための仕組みが1950年代初めに整備された。当時、量的に見て公的資金の民間資金に対する相対的規模が大きかったため、これらの仕組みは重要な意味を持った。1953年度まで設備資金供給総額に占める公的資金の比率は50%を越えていた（表1）。しかも長期信用銀行融資のうち無視できない部分は公的資金に依存していた。1951～52年度の金融債発行額の約40%が資金運用部によって引き受けられたからである（表2）。公的資金の大部分は「四大重点産業」と呼ばれた電力・海運・鉄鋼・石炭の4産業に供給された。公的資金の資金供給全体に占める高いシェアを背景に、政府は、公的資金の配分を通じて産業政策上の戦略産業に資金を重点的に配分することができたといえよう。

同時に、公的資金に基づく資金配分政策を補うため、同じく1950年代初めに民間資金の配分を政策的に調整するための仕組みが導入されたことが注目に値する。そのきっかけとなったのは「日米経済協力」であった*9。1951年5月、GHQのマーカット経済科学局長は、アメリカ政府が緊急調達計画に日本を含めることの利益を認識していること、ただし日本が発注を得るために物価を国際水準まで引き下げる必要があること、クレジット供与のためには日本政府による恒久的インフレ抑制政策の公表等が前提条件となることを骨子とする「マーカット声明」を発表した。「マーカット声明」を受けて日銀は1951年5月、市中銀行に対して「重要

*9 『金融財政事情』、1951年7月2日、p. 15。

資金の供給の円滑を期するため」、次のような資金の新規需要に対して、今後融資を自粛するよう要望した*10。

- ①緊急資材（例えば鉄鋼、セメント等）を大量に使用する建設施設等で直接生産に寄与しないもののための資金
- ②生産の増加に寄与しない不動産買収等のための資金（例えば不動産売買業関係）
- ③国民生活上格別必要と認められない娯楽、奢侈関係等の資金（例えば、興業、高級料飲店、待合、旅館等）
- ④輸出の増進、国民生活の安定等に寄与しない商業資金（例えば思惑、投機、滯貨資金等）

この要望の背景には、インフレーションを回避しつつ日米経済協力の要請に応えるためには民間金融機関の資金配分の政策的調整が必要とされるという日銀の認識があった。1951年5月末に日銀が大蔵省と経済安定本部に提出した「インフレーション抑制の具体策（案）」の中で日銀は、「市中貸出については、緊要物資の生産増強、国民生活の安定保持、輸出の振興に寄与しない不要不急のものを抑制すると共に、特に緊要な生産資金及び合理化に必要な資金の確保に重点をおく」という方針を示し、先の融資自主規制の要望に言及したうえで、「自主的調整が実効を伴はない場合、若しくは情勢の変化により更に強力な施策を必要とする場合には金融面において市中貸出につき法的措置をとると共に、一面或程度の物的統制を行う必要がある」とした。さらに長期資金について「新規の設備拡充を伴う投融資の中、電源開発、造船資金等産業開発に特に緊要なもの及び設備の近代化等原価引下げに寄与する合理化資金に付ては優先的に取扱うものとするがその他は原則としてこれを抑制する方針とする」と述べている（大蔵省財政史室編[1976]、pp. 559-560）。

政府も1951年6月に「新経済政策」を発表し、重点産業のために資金を確保するとともに、「不要不急」方面への融資を抑制する方針を明らかにした（日本銀行[1985]、pp. 398-403）。大蔵省銀行局は1951年7月、全国銀行協会連合会（全銀協）に「当面の財政金融情勢に即応する銀行業務の運営について」を通達して、「経済自立のために必要な重要産業及び国民経済の運営上必要な中小企業の所要資金」

*10 大蔵省銀行局総務課『銀行局旬報』第71号、1951年5月22日。大蔵省財政史室編[1976]、pp. 556-557をも参照。

を確保すること、およびそのために「投機、思惑、娯楽、奢侈関係その他重要な資金」の供給を抑制するようを指示した*11。

以上のような日銀・大蔵省の方針をうけて全銀協は、1951年7月に主要銀行の頭取をメンバーとする融資自主規制委員会、およびその下部機構として担当次・課長級による幹事会を内部に設置した。融資自主規制委員会は、「経済の現況に鑑み、如何なる融資が抑制せらるべきものか等につき研究し、隨時明確なる基準を求め、これを各銀行に通知し、各銀行における自主的判断の参考に資することを目的」とした。頭取級をメンバーとする委員会の設置は、同時に設置された中小金融対策委員会とともに全銀協で初めてのことであり、全銀協が融資自主規制問題を重視していたことを示している。規制の実効性を高めるため、同年10月に日銀を委員会の正式メンバーとして加えた（全国銀行協会連合会[1965]、p. 331）。1951年7月に融資自主規制委員会は「融資抑制を必要とする資金」を決定し、全銀協はこれを各地の銀行協会宛に通知した。融資抑制の対象とされたのは、建設、不動産、娯楽などのための資金であり、文言も含めて前述した5月の日銀総裁要望とほぼ同一であった*12。

金融政策が引き締めに転じた1951年10月、日銀は大蔵省と協議のうえ、電力増強資金、鉄鋼合理化資金、必要最小限度の造船資金を除いて市中金融機関の設備資金供給を原則として停止する方針を決定し（日本銀行[1985]、p. 410）、同月、大蔵省銀行局が「設備資金の抑制に関する件」を通達した。①電力の増強に必要な資金、②船舶の造修及び取得に必要な資金、③石炭の増産及び石炭鉱業の合理化に必要な資金、④鉄鋼業の合理化に必要な資金、⑤農林漁業に関する資金で、とくに緊要なもの、⑥中小企業については、輸出産業、重要産業の関連産業及び生活必要物資産業のための資金、⑦日本開発銀行及び日本輸出入銀行との協調融資のための資金等を列挙して、それ以外の設備資金融資を抑制するよう指示したものである*13。その背景にはエネルギー部門の設備がボトルネックとなって、その他産業の設備が遊休する恐れがあるため、その他産業の設備投資を抑制しつつ

*11 『金融』、1951年9月、pp. 27-28。

*12 同上、p. 35。

*13 同上、1951年12月、p. 34。⑧として「建設中の設備で、一体として運用することを要し、設備の建設公定が既に半ばをこえているものについては、前期各項の趣旨にかんがみ特に緊要と認められるものの資金、但し、既に銀行から相当額の融資又は融資承諾がなされているものに限る」が挙げられている。

エネルギー部門に重点的な投資を行うという政府の考えがあった*14。また、後に見るように、それまで融資自主規制の対象とされてきた「不要不急」資金は量的に見るとわずかであったことから、上の通達は、自主規制の対象を拡大する意味を同時に持っていた。通達に基づいて融資自主規制委員会は次のような内容の「長期設備資金の融資抑制について」を決定し、全銀協会長名で各地銀行協会に通知した*15。

- ①普通銀行は、今後当分の間新規の設備資金の貸出は差控えることとする。但し、現下緊急やむを得ないと認められる資金については、自主的に考慮する
- ②普通銀行は、前項の設備資金の抑制に伴う、運転資金の流用に関しては、十分な注意を払うこととする
- ③建設中の設備で既に銀行から相当額の融資若くは融資の約束がなされている資金は、新規の設備資金の中に含まれないものとする

1951年に始まった融資自主規制は1952年10月の融資自主規制委員会決定「融資抑制の方針に関する件」によって緩和された。不要不急融資の抑制については従来の方針が確認されたが、設備資金については、①資本金1千万円以下の中小企業の設備資金は1千万円の限度内で融資抑制の枠外とする、②電力・造船の必要資金、および石炭・鉄鋼等の近代化ないし合理化資金でやむを得ないものは融資対象とする、③防衛関係資金については既存設備の補修ないし整備の範囲で融資する、という点で変更が加えられた*16。

しかし1953年初めに、ふたたび日銀政策委員会から不要不急融資の要請が要望された。全銀協では1953年3月に融資自主規制委員会で「不要不急融資の抑制に関する件」を決定し、不要不急融資抑制の徹底を各地銀行協会に要請した*17。さらに同年9月、全銀協は、今後政府資金の払超が増加するという認識に立って「融資抑制に関する件」を決定、傘下の銀行協会に通知した。「不要不急」融資と設備資金融資の抑制に関する従来の方針を確認するとともに、「不要不急」物資輸入

*14塩谷忠男（経済安定本部財政金融局産業資金課長）「ディス・インフレの持続－融資規制をめぐる問題と対策」『金融財政事情』1952年1月7日、p. 19。

*15『金融』、1951年12月、p. 49。

*16同上、1952年12月、pp. 48-49。

*17同上、1953年5月、p. 59。

を抑制する観点から信用状開設を慎重に行うことを求めたものである*18。以上のような融資自主規制はどの程度の効果を持っていただろうか。この点をチェックするために、まず「不要不急」産業向け融資残高の構成比を見よう。

「不要不急」産業としては、1951年5月の日銀総裁要望および7月の融資自主規制委員会決定にしたがって、日銀の「全国銀行業種別貸出残高」の土木建築業、不動産業、娯楽及び興業に関する事業、旅館業及び料理業を探る。なお、日銀の統計は1950年7月以降、若干産業分類が変更されるため、それ以降は、建設業、不動産、旅館貸間業、料理業、興業及び娯楽に関する事業を探る。図1のように、1951年6月末以降、これら「不要不急」産業向け融資の比率が急激に低下した。6月末は、融資自主規制委員会設置より前であるが、すでに5月に日銀総裁が融資の自粛を要望していたことを考慮すると、上の構成比低下は融資自主規制を反映しているということができよう。ただし、もともと「不要不急」産業向け融資の比率は総融資残高の3%台に過ぎなかつことには留意しておく必要がある。一方、図2は、1951年10月以降の設備資金に関する融資自主規制の効果を見たものである。重点産業としては、1951年10月の融資自主規制委員会決定にしたがって、電力、海運、造船、石炭、鉄鋼、農林漁業を探った。設備資金融資残高の増加率が1951年9月に低下し、以後低い水準にとどまつこと、同時に重点産業向けとその他産業向けの融資増加率の格差が拡大して前者の構成比が増加傾向に入ったことが注目される。変化が設備資金に対する自主規制の開始に先だって生じた点で留保が必要とされるが、変化が持続した点に融資自主規制の効果を認めることができよう。

3. 金融機関資金審議会と全銀協投融資委員会の設置

1954年にマクロ的な資金不足が国際収支危機という形で顕在化すると、融資自主規制に対する要請はさらに強くなった。金融引き締めの実施にあたって、政府・日銀は公定歩合の引き上げ等の通常の手段に加えて、次のような選択的介入を実施した。1954年5月、大蔵省銀行局長は「当面の融資方針について」を銀行に通達し、設備資金融資を既往融資の回収額の範囲に抑えること、「昭和29年度政府資金の産業設備に関する運用基本方針」を参考して経済基盤の育成と輸出増進のための融資に重点を置くこと、ビル建設・ホテル・レストラン等の「不要不急」産業のための融資を抑制することを要請した。参考が求められた「昭和29年度政府資金の産業設備に関する運用基本方針」は、開銀融資の対象とすべき産業とし

*18 同上、1953年11月、pp. 80-81。

て、電力、海運、鉄鋼、石炭、硫安、機械、合成繊維を挙げていた*19。1954年5月、全銀協は融資自主規制委員会の決定に基づいておおよそ次のような内容の「融資抑制強化に関する件」を傘下の各地銀行協会に通知した*20。

- ①不要不急融資の抑制。重要産業に対する融資も抑制される状況であることに鑑み、従来の不要不急融資抑制を一層徹底し、残高の減少に努める
- ②設備資金融資の抑制。原則として新規の設備資金融資は行わない。ただし、緊急やむを得ないと認められるものについては、政府の「運用基本方針」等を勘案して自主的に判断する。継続工事についても事業計画を再検討し、特に二重投資・過剰投資になるおそれのあるものは抑制する。重要産業の合理化工事についても、価格低下に寄与し、かつ市場を確保できる見通しがあるもの以外は抑制する。運転資金の設備資金への流用に注意を払う。
- ③運転資金の抑制。不要不急以外の運転資金についても個人消費を刺激するものについては抑制する。滞貨融資は差し控える。増加運転資金の融資は原則として行わない。商業手形割引期間を短縮する。

以上のように全銀協が政府・日銀の政策に協力して融資自主規制を行った背景には、協力をしない場合に資金運用に関する法的規制の導入が予想されるという事情があった。実際、1953年11月に大蔵大臣に金融機関の資金運用に対する命令権を与える「信用調整法」を制定する動きが大蔵省内にあった（全銀協[1965]、p. 333；大蔵省財政史室[1991]、pp. 127-128）。また1954年2月には蔵相（小笠原三九郎）が国会で「金融業者に金融引き締めの協力方を要望しているが、どうしても協力が得られない場合は、ある程度の資金統制的な措置をとる必要があると思う」と答弁した（全銀協[1965]、p. 333）。

1955年に金融引き締めは緩和されたが、次のような新しい問題が顕在化した。1950年代前半、民間金融機関の預金が急速に増加する一方、郵便貯金が伸び悩んだため、資金供給全体に対する公的資金のウェイトが低下した（表1）。1953年度以降は、資金運用部による金融債引き受けも減少した（表2）。これらの現象は、それまで資金配分への政策的介入のために用いられてきた手段の有効性が低下したことを意味した。

そのため、公的資金の不足への根本的な対策の検討が各方面で開始された。通

*19同上、1954年7月、pp. 46-48。

*20同上、1954年6月、pp. 69-70。

産省の投資協議会案はその一つである。当時、政府は経済自立五ヶ年計画の原案にあたる六ヶ年計画の検討を進めていた。通産省は財政投融資資金に限界があるという認識に立って、六ヶ年計画を達成する手段として民間資金を重点産業のために確保する必要があると考えた。そのための手段として経済審議庁に関係省庁と金融機関等をメンバーとする投資協議会を設置し、年間の産業資金需給見通し、電力・海運・石炭・鉄鋼等の基礎産業に対する業種別資金枠、金融機関の投融資の指標としての重要合理化工事・投資を抑制すべき業種、などを協議することが構想された（藤原他[1994]、p. 5）。

この案は具体化されることなく終わったが、同じく1955年に政府与党であった自由党と民主党から有力な案が提起された。すなわち、両党は、民間金融機関の預金增加分の一部を強制的に国債ないし金融債に運用させ、これによって確保された資金を、新たに設置される資金委員会に諮問して政府が重点産業等に運用するという案を1955年6月の政策協定に盛り込んだ。大蔵省はこの案に消極的であったが、両党の意向にしたがって2年間の时限立法として「金融機関の資金運用の調整に関する法律案」（資金委員会法案）を1955年7月に作成した。その骨子は次の通りである。

- ①日本経済の自立と健全な発展に資するため、「金融機関の資金の運用を調整して緊要な長期産業資金の調達を円滑にする」ことを目的とする
- ②大蔵大臣は、資金運用に関して金融機関に勧告することができる
- ③大蔵大臣は、金融債・鉄道債・電電債・国債・地方債等への運用額の増分の預金等の増分に対する比率が大蔵大臣が定める比率を下回らないように命令することができる
- ④大蔵省に金融機関資金審議会を置き、金融機関の資金運用に関する基本方針を審議する。大蔵大臣は、勧告・命令を行う場合、事前に審議会に諮る

全銀協を中心とする金融界、経団連を中心とする産業界はこの法案に強く反対した。大蔵大臣の諮問機関であった臨時金融制度懇談会も1955年7月、①政府の財政規律を弛緩させる、②民間企業の一部、特に中小企業への資金供給を制限する、③「金融正常化」の流れに逆行する、④民間金融機関の自主規制によって目的を達成できる、という4点の理由を挙げて資金委員会法案への反対意見を表明した。同法案は与党の賛成によって衆議院を通過したが、上記のような広範な反対のた

めに参議院で審議未了となつた*21。

民間金融機関の資金運用を法的に規制しようとする動きは、1956年度予算編成との関連で、1955年末に再び与党自由民主党から起つた。今回も金融界と産業界から強い反対があり、結局、法的規制は実現しなかつた。しかし資金委員会法案をめぐる動きは、何も残さなかつたわけではない。1956年2月、政府は、法的規制とは切り離して、金融機関資金審議会を設置することを閣議決定した。金融機関資金審議会の目的は「金融機関の資金運用に関し、経済5カ年計画その他国の施策に順応し、民間資金活用等につき適切な実施を図ること」であった。設立時の委員は表3の通りであり、金融界と産業界の代表者、学識経験者、および大蔵省・経済企画庁・通産省・農林省の代表者から構成された*22。

一方、これに先だって全銀協は、法的規制への動きを牽制するために自主規制を強化する対応をとつた。日銀総裁も、民間金融機関が法的規制に反対するのであれば、民間金融機関は自主的に資金配分を規制する能力を示す必要があるという見解を表明していた*23。1955年10月、全銀協は、従来の融資自主規制委員会に加えて、新たに投融資委員会を内部に設置した。融資自主規制委員会が消極的な融資の抑制を目的としたのに対して、投融資委員会は民間金融機関と政府の積極的な協力のための組織と位置づけられ、①銀行の重要産業向投融資方針の決定、②政府の投融資計画に対する銀行としての意見の取纏め、③銀行の行う投融資と財政投融資との調整、④各種債券等の消化方針の決定、⑤その他必要と認められる事項を審議した。委員には全銀協加盟銀行の頭取が就任し、委員会の下部機構として設置された幹事会に各行の常務級が参加したほか、大蔵省銀行局長と日本銀行理事が参与として加わった*24。金融機関資金審議会の設置にあたつて、審議事項の具体化のため全銀協の投融資委員会等を利用することが予定された*25。

投融資委員会の最初の仕事は1955年度開銀融資の肩代わりであった。郵便貯金の伸び悩みと輸入砂糖益金徵収の棚上げ等によって1955年度財政投融資計画の原資に200億円以上の不足が生じたため、1955年10月、大蔵省は開銀融資計画を削減することとし、そのうち150億円分（後に132億円に修正）について民間金融機関

*21 大蔵省銀行局編『銀行局金融年報』1956年版、pp. 44-49。

*22 同上、1956年度版、pp. 52-53。

*23 『金融財政事情』1955年9月12日、p. 7。

*24 大蔵省銀行局編『銀行局金融年報』1956年版、pp. 49-50。

*25 大蔵省銀行局編『銀行局金融年報』1956年版、p. 53。

が肩代わりするよう投融資委員会に協力を要請した*26。投融資委員会は検討の結果、「昭和30年度日本開発銀行融資の肩代りに関する件」（1955年11月2日）、「本年度開発銀行予定融資中民間資金による融通方法」（1955年11月14日）を決定し、資金をプールするという考え方はとらない、投融資委員会が個々の企業を選定することは避けるという条件付きで肩代わりに応じることにした。具体的な方法は次の通りである。

①開銀は資金不足のため自行で融資できない企業を選定して、その企業に民間銀行と交渉するよう求め、同時に投融資委員会に通知する

②その企業の民間からの資金調達の方法については企業と取引銀行との話し合いによる

③取引銀行との話し合いによって万一調達できない場合は、市中ベースに乗るものであるかぎり投融資委員会が責任を持って斡旋する

④融資を実施した場合は取引銀行は投融資委員会に通知する

②についてはさらに投融資委員会幹事会が1955年12月2日に「本年度開発銀行融資中民間資金による融通に関する銀行参加の方法」を決定した。社債・金融債の買い入れについては全銀行が参加する、融資の場合の参加銀行と融資額は企業と既取引銀行の話し合いによる、新しく融資に参加する銀行は希望によって既取引銀行を通じる間接融資の方法をとることができる、という内容であった*27。肩代わり要請額132億円の対象企業は58社あったが、その後うち22社55億円分については自己資金等によって充足できることが明らかになった。投融資委員会の調査によれば、残り36社76億円のうち33社75億円の融資が1956年3月末までに実行された*28。

財政投融資計画への民間資金の活用についてはその後も継続的に実施され、1956年4月に第1回の会合が開かれた金融機関資金審議会は1956年度財投計画への民間資金の活用を最初の議題とした。1956年度分については、資金調整法案と金融機関資金審議会の設置をめぐる交渉の過程で民間金融機関側が諒承を与えていたため、大きな論議もなく4月中に開かれた第2回審議会で1397億円の民間資金を

*26同上、p. 29。

*27『金融』1956年1月、pp. 67-69。

*28同上、1956年6月、pp. 36-37。

活用する計画が確認された*29。この額は民間資金活用額を除く1956年度財政投融資計画の53.9%に相当した*30。

4. 産業合理化審議会資金部会と全銀協資金調整委員会の設置

1955年に始まった高度成長が2年目に入ると、経済のさまざまな側面で不均衡やボトルネックが顕在化し始めた。1957年度の『経済白書』は、電力・鉄鋼・道路・港湾・工業用水等の分野にボトルネックが生じたこと、およびこの現象は一時的なものではなく、経済成長と社会的インフラストラクチャーとの根本的な不均衡であることを指摘し、これらインフラの拡充なしには円滑な経済成長の持続は難しいとした*31。一方で、マクロ的には1957年初めに経常収支が赤字に転換し、投資拡大への制約が強まりつつあった。このような事情をふまえて『経済白書』は「いたずらに投資を押さえるのではなく、産業基盤の強化のために、また生産道路を開拓するための投資は続行しながら、投資額全体は押さえていくという投資の重点化を考えるほかない」という認識を示した*32。投資の内容を政策的に選別するという方針である。

インフラストラクチャーの不足が発生した主な原因の一つは、経済成長の実績が1955年12月に閣議決定された経済自立五カ年計画の想定をはるかに上回ったことにあった*33。経済自立五カ年計画が1955-60年の6年間の経済成長率を年率4.8%と想定していたのに対して、同じ期間の成長率実績は計画の2倍近い9.1%に達していた。そのため政府は、1957年12月に早くも経済自立五カ年計画に代わる新長期経済計画を閣議決定した。計画改訂の事情を反映して、新長期経済計画ではインフラストラクチャーにボトルネックが生じることを避けるためにインフラへの継続的な投資、特に鉄道の拡張と道路の近代化が必要とされることが強調された。その際、本書の観点から見て重要なのは、インフラ建設のための資金について次のように述べられていた点である。第一に、道路・鉄道・港湾の拡充、産業立地条件の整備等の民間で行うことが困難な分野については財政と財政投融資の

*29 大蔵省銀行局編『銀行局金融年報』1957年版、pp. 29-30。

*30 民間資金活用額には、①公募債借入金、②前年度開銀について行われたような公的金融機関の協調融資率の引き下げ、③その他が含まれる（澄田・鈴木[1957]、pp. 274-278）。

*31 『経済白書』、1957年度版、pp. 28-31。

*32 同上、pp. 119-120。

*33 経済自立五カ年計画については岡崎[1998]を参照。

役割が強調された。第二に、その他の基礎的な民間産業に対する資金供給については、財政投融資の「補完と誘導の役割」および「公共性の自覚に基づく民間金融機関の自主的な組織の活用」が期待された*34。多額の公的資金を産業基盤整備に投入した場合、それまで公的資金に大きく依存していた電力・鉄鋼等の民間の基礎産業の資金が不足する可能性があった。新長期経済計画は、その不足を民間金融機関資金の政策的な誘導によって充足することを意図したわけである。

公的資金をインフラ建設に重点配分するという方針は、1957年度予算に反映された。1957年1月に閣議決定された「昭和32年度予算編成方針」は「産業基盤の整備」を重点的な項目として取り上げ、次のように述べている*35。

産業発展のあい路を開拓するため、産業の基盤及び立地条件の早急な整備をはかることとし、電力資源の開発を中心とする産業資金の供給を増加し、幹線道路、国有鉄道、港湾（漁港を含む。）その他の交通施設の飛躍的増強をはかり、あわせて通信網を整備する。

実際、1957年度予算、1953年度以来守られてきた「一兆円予算」の枠を大きく超えて拡張され、経費別では道路・港湾建設費等の公共事業費の伸びが特に著しかった*36。1958年度の『経済白書』は「昭和32年度の予算は、経済の拡大が提起した諸問題に対し財政が積極的にその解決をはかることによって、経済のいっそうの均衡ある発展を可能ならしめようとの見地から作成された」と述べている（p. 252）。

財政資金が狭義のインフラに投入される一方で、新長期経済計画が期待したように、民間金融機関の資金配分に対する政策的な調整が実施された。金融機関資金審議会は、1956年10月に「重点産業への資金は十分に流れているか」、「不要不急部門へ資金が流れていなか」、「銀行の貸出は適正か」等の問題を取り上げて検討に着手した。これらの問題に関連して経済企画庁は10月の審議会で、電力・鉄鋼・輸送等がボトルネックとなっているという状況を説明し、11月の審議会では通産省が所管産業の設備過不足について説明した。通産省企業局の調査に

*34 「新長期経済計画」 p. 12, pp. 28-29。

*35 財政調査会編『国の予算』1957年度版、p. 864。

*36 通産省編[1957]は、「昭和32年度予算の編成にあたっては、道路、港湾、工業用水等に関する公共事業費の大幅な増額が、産業基盤の強化拡大のための施策として大きくとりあげられることになった」と述べている（p. 193）。

よれば、設備が過剰な産業は綿紡績・毛紡績にすぎず、一方、電力・鉄鋼・カーバイド・硫酸・化学パルプ等の「基礎部門」では顕著な設備不足が生じていた（表4）*37。

以上を踏まえて金融機関資金審議会は、1956年11月、①重点産業部門で発生している隘路はいままでのところ資金調達面の障害によって発生したとは認められないが、今後金融機関としても隘路打開について十分注意する、②重複投資その他不要不急の資金を融通する結果となる融資については極力抑制し、一般貸出態度についても良識ある自粛が望まれる、③産業の均衡ある発展を図るため、必要な資金の供給について政府と金融機関の連絡を一層緊密にする方法を検討する必要がある、とする意見を決定した*38。③は全銀協による投融資委員会と融資自主規制委員会の合同委員会・合同幹事会の設置に具体化された。合同委員会・合同幹事会は大蔵省・経済企画庁の担当者と原則として月1回の連絡会を開き、その際に必要に応じて大蔵省から連絡して通産省その他の官庁の担当者の出席を求めた*39。

1957年4月の金融機関資金審議会でも民間金融機関の資金運用の実態が取り上げられた。蔵相（池田勇人）は民間銀行の資金は必ずしも望ましい方向に流れていると思わないと発言し、その例として1956年3月～9月に鉄鋼企業向け融資が減少する一方、商社向け融資が増加した事実を指摘した。これに対して全銀協会長（佐藤喜一郎）が、それは鉄鋼企業の資金需要が少なかったことによるものであり、「金融機関としては先年より隘路産業という点は充分認識していた。そこからの貸出要請に対しては充分応ずる態度をとっている」と回答した*40。この日の審議会では通産省から所管産業の設備投資計画についての説明が行われた。1957年1月末時点の通産省の調査によると、1957年度の設備投資計画は1956年度実績見込みを32%上回る規模に達していた。この結果について通産省は、投資増加の大部分は「隘路産業」および「新規産業」で生じており、設備過剰の産業では投資が減少しているため、「投資のあり方としては極めて健全な姿」と評価した。さらに通産省所管産業以外の投資と平均すれば1957年度の年次経済計画の設備投資

*37 通産省企業局「主要産業の設備状況について」1956年11月9日（『金融機関資金審議会』1956年）。

*38 大蔵省銀行局編『銀行局金融年報』1957年度版、p. 32。

*39 「資金運用に関する政府と金融機関との連絡の緊密化について（メモ）」1956年12月17日（『金融機関資金審議会』1956年）。

*40 「第9回金融機関資金審議会」1957年4月16日（『金融機関資金審議会』1957年）

増加率の想定15%を大きく上回ることはないと認識を示した*41。

しかし、国際収支危機が顕在化すると1957年度の設備投資計画は見直しを迫られた。1957年6月に閣議決定された「国際収支改善緊急対策」は、オーソドックスな財政・金融政策の引き締めに加えて、資金配分の選択的な調整を強調した。本書に関連する「産業面の施策」の部分は次の通りである*42。

①重点産業といえども資金計画を再検討するとともに、金融機関資金審議会、投融資委員会等の活動の強化等、金融機関の協調を一層強化することにより、特に資金の効率的使用に留意し、経済の実情に即応した民間設備投資の繰延べを図る

②ビル建築その他不要不急事業については、庁舎等営繕の繰延べ措置と併行し、行政指導により新規事業は原則としてこれを見送るとともに、継続分についても、繰延べまたは削減を図り、金融面においても融資自主規制委員会の活動強化等自主規制措置を中心として、これらに対する融資を厳に抑制する

「国際収支改善緊急対策」を前提として金融機関資金審議会は、1957年6月に民間設備投資繰り延べに関する検討に着手した。7月初めの審議会では、経済企画庁次長（徳永久次）が民間設備投資を15%程度繰り延べて前年度並みの水準に抑える必要があること、電力・鉄鋼等の「陸路部門」については削減率は15%以下となるが、総投資額に占める「陸路部門」の構成比が大きいことを考慮すると、この部門でも相当程度の設備投資の削減が必要とされることを指摘した。通産次官（上野幸七）は、逆に民間設備投資の中で最低限確保すべきものを検討する必要があるとする一方、通産省が投資削減に反対しているわけではなく、全銀協の自主規制に協力したいと述べた。そのうえで電力・鉄鋼・石炭・合成化学11%、その他産業19%、平均15%という所管産業の産業別設備投資削減案を説明した。投資削減の実施方法については、全銀協会長が「金融機関としては投資の削減には充分協力する。これは投融資試飲会でやる積もりであるが、問題は削減を業界が納得しているかどうかである。これがなければ削減はなかなか困難である」と発言した*43。以上のような論議をふまえてこの日の審議会では、民間設備投資を1

*41 通産省「昭和32年度の設備投資計画」1957年4月11日（『金融機関資金審議会』1957年）。

*42 大蔵省銀行局編『銀行局金融年報』1957年度版、pp. 29-30。

*43 「第11回資金審議会」1957年7月3日（『金融機関資金審議会』1957年）。

5%以上繰り延べる必要があること、政府がこの方針を産業界に浸透させるとともに、金融機関は融資の実施にあたってこの方針に沿う必要があること、繰り延べの実効性を確保するため審議会に金融界・産業界・関係官庁の代表が構成する小委員会を設けることが決定された*44。

金融機関資金審議会の小委員会は1957年7月に設置された。その目的は「民間投資繰延の方針にもとづき、政府及び産業界、金融界の意見交換により主要業種別に繰延の具体的な目標を策定し、投資繰延べの実効化を図る足がかりとする」ことにあった。上の通産省案に基づいて小委員会で主要業種の設備投資繰り延べ目標を設定し、審議会に報告のうえ審議会の意見として取りまとめ、これを大蔵省銀行局長から投融資委員会に通知して自主的な処理を依頼するという運営方法が採られた*45。小委員会は金融界、産業界、政府の代表者から構成された。産業関係の委員は、経団連・東京商工会議所と重点産業の業界団体・大企業から選ばれた（表5）。

7月中旬に開かれた小委員会では予定通り、通産省案に基づいて個々の産業の設備投資繰り延べ目標について審議が行われた。まず全銀協会長（酒井杏之助）が「各業界でこの案を納得してくれなければわれわれは困る」という立場を重ねて表明した。電力業界からは関西電力社長（太田垣士郎）が、開発計画に支障を来す部分の削減は避け、送電・変電部門で削減することが望ましいが、原案はそのような方針にしたがっているので、原案の11%削減には協力すると発言した。同時に関電社長は、残り89%についての金融機関と通産省の協力を要請した。日本鉄鋼連盟会長（小島新一）は、「緊要度の高い点については工事資金の確保を計る」という文言を案に加えるという条件付きで、「繰延計画には大体協力できると考えている」と述べた。石油化学業界からは三菱油化社長（池田亀三郎）が、いつまで繰り延べるかが問題であるとしながら、「10%の繰延は仕方がない」と発言した。化学繊維協会会长（賀集益蔵）もデクロロンなどの新しい製品については削減が難しいが、ナイロン・ビニロン等については削減できるとした。これらの発言をふまえて小委員会は、結論「設備投資の繰り延べについて」を得た。その骨子は次の通りである*46。

*44 大蔵省銀行局編『銀行局金融年報』1957年度版、p. 37。

*45 同上、p. 37。大蔵省銀行局総務課「金融機関資金審議会小委員会の運営について」（『金融機関資金審議会』1957年）

*46 大蔵省銀行局『銀行局金融年報』1957年度版、p. 38。

- ①電力11%、鉄鋼12%、合成化学10%の設備投資繰り延べを行う。石炭については繰り延べを行わない
- ②造船については計画造船の確保に重点を置き、計画造船・自己資金船をあわせて総資金額1027億円中、100億円以上の繰り延べを行う
- ③産業全体で15%以上の設備投資繰り延べが必要であることから、以上の重点部門以外の産業についてはこれ以上の繰り延べを行う必要がある。特にビル建設等の不要不急の非生産的部門の設備投資は原則としてすべて繰り延べる
- ④繰り延べ後の計画については、緊要度の高い重要工事の資金について政府および関係方面ができる限りの努力を払うことを期待する
- ⑤この結論は直ちに投融資委員会等に連絡する
- ⑥投融資委員会の開催にあたっては通産省等の関係官庁、業界の専門家等の出席を求めるなどを通じて、金融界・産業界の意思疎通を図り、この決定が有効に実施されることを期待する

大蔵省銀行局はただちに小委員会の結論を全銀協に通知し、傘下金融機関への周知徹底と投融資委員会等の活動を通じての実行を指示した*47。一方通産省は、設備投資繰り延べについて所管産業との折衝に入った。1957年9月の金融機関資金審議会で通産省企業局長はその結果について、電力10.9%、鉄鋼17.5%、合成化学20.2%、その他とも合計で16.2%の設備投資が繰り延べられたと報告した。一方、全銀協会長は、投融資委員会・融資自主規制委員会の活動状況について報告し、電力業界・鉄鋼業界との個別折衝によって、電力11%、鉄鋼16.4%の削減が行われたと述べた。この結果は上の通産省企業局長の報告とほぼ一致している。同時に全銀協会長は、削減後の設備投資計画に必要な資金のうち市中銀行に期待されている額2000億円程度についても、その半分程度しか供給できない可能性があることに注意を喚起した*48。

削減後の設備投資計画に対する資金不足の問題は、1957年10月末の金融機関審議会で議題とされた。全銀協の推計によれば、9電力会社について226億円、鉄鋼の高炉6社について53億円の設備資金が不足する見通しであった（表6）。これに對して蔵相（一万田尚登）は「今後資金を効果的に供給するためには、どうしたらよいか、可急的に自立的にどうしたらよいか、そのためにはどういうこ

*47『金融』1957年9月、p. 42。

*48「第13回金融機関資金審議会録事」1957年9月13日（『金融機関資金審議会』1957年）。

とが必要か、法律を待たずに自主的にやれるのか、考えられないのかを早い機会に検討してほしい」という発言があった*49。蔵相の発言の背景には銀行の融資態度に対する批判に基づいて、再び銀行融資の法的規制を求める声が高まってきたという事情があった*50。実際、金融機関資金審議会においてもジャーナリズムの代表者から銀行が多額の資金を重点産業以外の産業に融資しているのではないかとの疑問が提起された*51。以上のような議論をふまえて審議会は、「産業界に対し金融情勢に適応した協力を要望し、緊要度の高い重要工事資金の確保につき金融機関に対し一段の重点的資金運用の努力を要請するとともに、なお政府においても情勢の推移に応じて実状に即した有効適切な措置を考慮することを期待する」という「意見」をまとめた*52。

金融機関に対する批判に応え、法的規制を回避するため、全銀協は既存の融資自主規制委員会と投融資委員会を合併して機能を強化した新しい委員会を方針することを決めた*53。全銀協は1957年11月、「資金調整機能の刷新・強化について」を理事会で決定、融資自主規制委員会と投融資委員会を合併した「総合的調整機関」として資金調整委員会を設置した。資金調整委員会の下部機構として幹事会、さらに幹事会の下部機構として資金分科会、投融資分科会、融資規制分科会、調整分科会を設けて機動的に「資金の効率的な運用に関する自主的調整」を行うことが目指された。資金調整委員会の審議事項は次の通りであった*54。

- ①銀行の資金量に関する事項
- ②銀行の資金運用基準の設定
- ③投融資基本方針の決定
 - a 重要産業向投融資方針

*49 「第14回金融機関資金審議会議事要約」1957年10月30日（『金融機関資金審議会』1957年）。

*50 大蔵省銀行局編『銀行局金融年報』1958年版、p. 39。

*51 「第14回金融機関資金審議会議事要約」1957年10月30日（『金融機関資金審議会』1957年）。

*52 大蔵省銀行局編『銀行局金融年報』1958年版、p. 39。

*53 自民党が1957年9月17日に発表した「新政策」の内容について金融界は、1955-56年の資金委員会構想につながる恐れがあるとして警戒した（『金融財政事情』1957年9月23日、p. 10）。

*54 全銀協「投融資委員会等の改組について」『金融』1958年1月、p. 20。

- b 不要不急融資等の抑制
 - c 中小企業金融の資金面の対策
 - d 輸出促進のための金融対策
 - e 緊要諸債券の消化対策
- ④銀行の行う投融資と財政投融資との調整
 ⑤金利に関する事項
 ⑥その他の必要と認められる事項

資金調整委員会は各銀行の頭取級が構成し、ほかに大蔵省・通産省・運輸省・経済企画庁・日銀・開銀から局長・理事級が参与が参加した。また、資金調整幹事会は常務級から構成された。

全銀協会長は、資金調整委員会の設置について1957年11月末の金融機関資金審議会で報告した。報告にあたって全銀協会長は「法律によって、資金の流れを規制する考方があるが。これは机上ではうまく行くように思えても、実際にやってみなければわからんが弊害が多いと思う。自主的に規制して100%まではいかんがメンバーの努力と皆様の鞭撻によって完全なものにして行きたい。またその方が弊害がなく効果多い方法と思う」と述べた。また、具体的な運用について、重要産業の不足資金対策としての協調融資と債券消化について資金調整委員会で検討するとした。全銀協の報告に対して、資金調整委員会の活動を監視する必要があることが審議会で指摘され、次のような「意見」がまとめられた。①金融機関資金審議会は資金調整委員会の今後の活動に深い関心を持つとともに、問題の実効ある処理を期待する。②金融機関資金審議会の下に新しい小委員会を設けて民間金融機関の投融資について報告を受けるとともに検討を加え、必要に応じて審議会に報告する。③別に産業間ないし企業間の投資調整に関する自主的機構を整備し、関係方面との連絡協調をはかる、というものである*55。

②の小委員会は1957年12月に設置された。新しい小委員会は「経済金融情勢の現状、見透しを検討し、審議会の審議にかかる金融機関の資金運用の基本方針との関連において金融機関の資金運用の実績を検討する」ことを目的とし、金融機関資金審議会会长と金融界、産業界、ジャーナリズム、大蔵省、日銀の代表者、計6名から構成された*56。一方、③の投資調整機構は、通産省が所管する産業合

*55大蔵省銀行局編『銀行局金融年報』1958年版、p. 41。

*56大蔵省銀行局編『銀行局金融年報』1958年版、pp. 42-43。『金融財政事情』、1958年1月27日。

理化審議会に産業資金部会が設置されたことによって実現した。その役割について、通産省は第1回の産業資金部会で「資金調整委員会等が供給者側の立場に立っているのに対し需要者側は事務当局だけで動くのはおかしい。そこで需要の基準等を作り[大蔵省の金融機関]資金審議会にもちこむ」と説明した（通産省・通商産業調査会編[1990]、p. 354）。産業資金部会は経団連を中心とする産業界、全銀協を中心とする金融界、およびジャーナリズムの代表者から構成された（表7）*57。

5.おわりに

1950年代はじめの日本における産業資金配分政策の枠組は比較的単純なものであった。ドッジラインによって復興金融金庫の新規融資が停止され、民間金融機関の融資に対する直接統制も廃止されたが、設備資金供給に占める公的資金の比率は依然として高かった。そのため、政府は公的資金の配分をコントロールすることを通じて、政策的観点から見て望ましい資金配分を実現することができた。しかし、このような資金配分政策の前提条件は1950年代半ばに失われた。民間預金の相対的に急速な成長によって公的資金のウェイトが低下する一方、高度成長の開始とともにインフラストラクチャ建設のための巨額の資金需要が生じた。相対的に少なくなった公的資金がインフラ建設に投入された結果、それまで公的資金に大きく依存してきた民間の「基礎産業」に多額の資金不足が発生した。

すでに1950年代前半から全銀協の融資自主規制という形で民間金融機関の融資に対する政策的調整が行われて効果を挙げていたが、1950年代半ばになると、上記の状況変化に対応するため、民間資金の配分に対するより広範な政策的調整が要請されるようになった。法的規制によってこの要請に応えようとする与党の試みは金融界・産業界の反対によって実現しなかったが、法的規制の導入の潜在的な脅威が民間融資の自主的な調整機構の拡充を促した。

1956年初めに大蔵省に金融機関資金審議会が設置され、金融界・産業界・政府の代表者が民間金融機関の資金運用の基本方針、民間設備投資計画の削減などについて議論するようになった。一方、金融機関資金審議会で決められた基本方針を民間金融機関の融資活動に反映させるための仕組みとして、1950年代初め以来の融資自主規制委員会に加えて全銀協に投融資委員会が設けられ、両者が資金調

*57全銀協にならって生命保険協会、損害保険協会も、融資自主規制の強化により重要産業向け資金を確保するとともに不要不急融資を抑制するため、それぞれ1958年1月と同2月に資金調整委員会を設置した（『金融』1958年3月、p. 71）。

整委員会に統合された。さらに通産省は、産業合理化審議会に産業資金部会を設置して、個々の産業の設備投資計画の調整を行うようになった。以上によって、1958年初めまでに高度成長前半期における資金配分調整の制度的枠組みがほぼ完成された。

参考文献

- Calder, K. [1993] *Strategic Capitalism: Private Business and Public Purpose in Japanese Industrial Finance*, Princeton, Princeton University Press
- Okazaki, T. and K. Ueda [1995]"The Performance of Development Banks: The Case of the Reconstruction Finance Bank," *Journal of the Japanese and International Economies*, vol. 9-4
- World Bank[1993] *The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy*, New York, Oxford University Press
- 大蔵省財政史室編[1976]『昭和財政史－終戦から講和まで』第12巻、東洋経済新報社
- 大蔵省財政史室編[1980]『昭和財政史－終戦から講和まで』第10巻、東洋経済新報社
- 岡崎哲二[1996]「戦後経済復興期の金融システムと日本銀行融資斡旋」『経済学論集』（東京大学経済学部）第61巻第4号
- 岡崎哲二[1998]「戦後日本の産業政策と政府組織」東京大学大学院経済学研究科付属日本経済国際共同研究センター Discussion Paper Series CIRJE-J-2
- 澄田 智・鈴木秀雄[1957]『財政投融資』財務出版
- 全国銀行協会連合会[1965]『銀行協会二十年史』全国銀行協会連合会
- 竹中一雄[1968]『長期金融機構の分析』東洋経済新報社
- 通産省編[1957]『産業合理化白書』日刊工業新聞社
- 通産省・通商産業調査会編[1990]『通商産業政策史』第6巻、通商産業調査会
- 日本開発銀行[1963]『日本開発銀行十年史』日本開発銀行
- 日本銀行[1985]『日本銀行百年史』第5巻、日本銀行
- 日向野幹也[1986]『金融機関の審査能力』東京大学出版会
- 藤原正寛・岡崎哲二・園部哲史[1994]「高度成長期の産業政策に関する調査研究」、『現代研究会報告書』（産業研究所）5-8
- 堀内昭義・隨 清遠[1994]「情報生産者としての日本開発銀行」、貝塚啓明・植

表1 公的資金・民間資金の配分(設備資金貸出残高)

(百万円、%)

	A 公的資金 計	B 重点産業	C その他	D 民間資金 計	E 重点産業	F その他	G 比率 $A/(A+D)$	H $(B+E)/(A+D)$	I B/A	J E/D
1949	115,878	89,419	26,459	49,201	13,514	35,687	70.2	62.4	77.2	27.5
1950	112,859	81,458	31,401	97,538	37,636	59,902	53.6	56.6	72.2	38.6
1951	119,202	96,598	22,604	169,193	63,234	105,959	41.3	55.4	81.0	37.4
1952	282,483	235,466	47,017	217,096	112,486	104,610	56.5	69.6	83.4	51.8
1953	314,955	272,222	42,733	299,372	171,315	128,057	51.3	72.2	86.4	57.2
1954	348,301	316,846	31,455	364,117	210,560	153,557	48.9	74.0	91.0	57.8
1955	373,213	348,366	24,847	386,253	215,620	170,633	49.1	74.3	93.3	55.8
1956	377,657	355,850	21,807	506,143	227,133	279,010	42.7	66.0	94.2	44.9
1957	411,965	388,348	23,617	705,767	307,243	398,524	36.9	62.2	94.3	43.5
1958	453,599	426,749	26,850	878,052	396,647	481,405	34.1	61.8	94.1	45.2
1959	495,873	460,008	35,865	1,056,987	439,324	617,663	31.9	57.9	92.8	41.6

注:「重点産業」は電力、海運、石炭、鉄鋼の4産業。

資料:日本銀行『本邦経済統計』各年版。

表2 金融債消化状況

(百万円、%)

	A 計	B 資金運用部	C 民間	D B/A
1950	44,183	2,000	42,183	4.5
1951	70,850	30,990	39,860	43.7
1952	81,142	32,400	48,742	39.9
1953	128,790	44,820	83,970	34.8
1954	146,646	49,270	97,376	33.6
1955	172,333	40,044	132,289	23.2
1956	210,544	46,370	164,174	22.0
1957	231,400	57,331	174,069	24.8
1958	317,469	54,641	262,828	17.2
1959	353,557	21,001	332,556	5.9

資料:日本銀行『本邦経済統計』各年版.

図1 全国銀行「不要不急」産業向融資比率(残高)

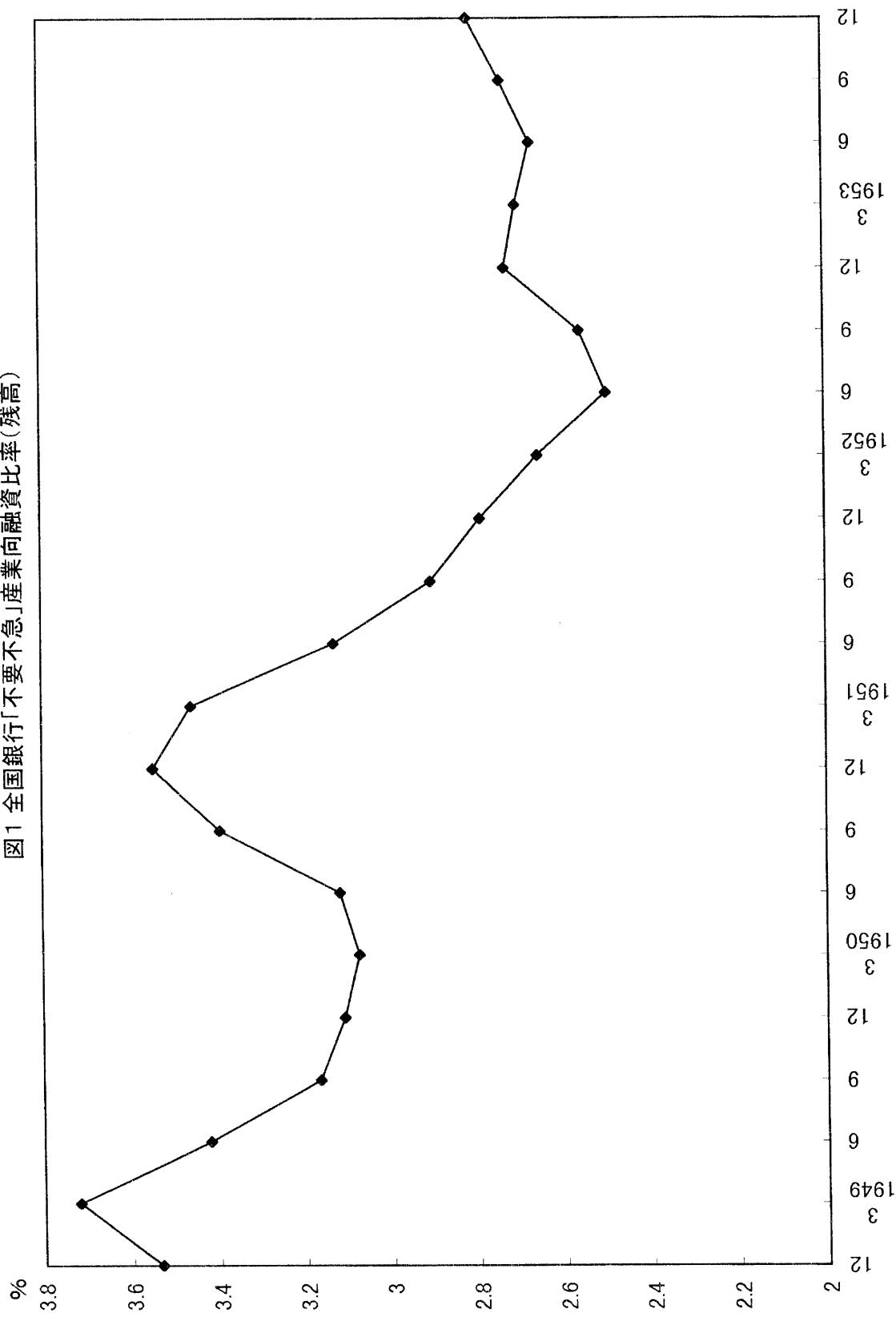


図2 設備金融資自規制の効果

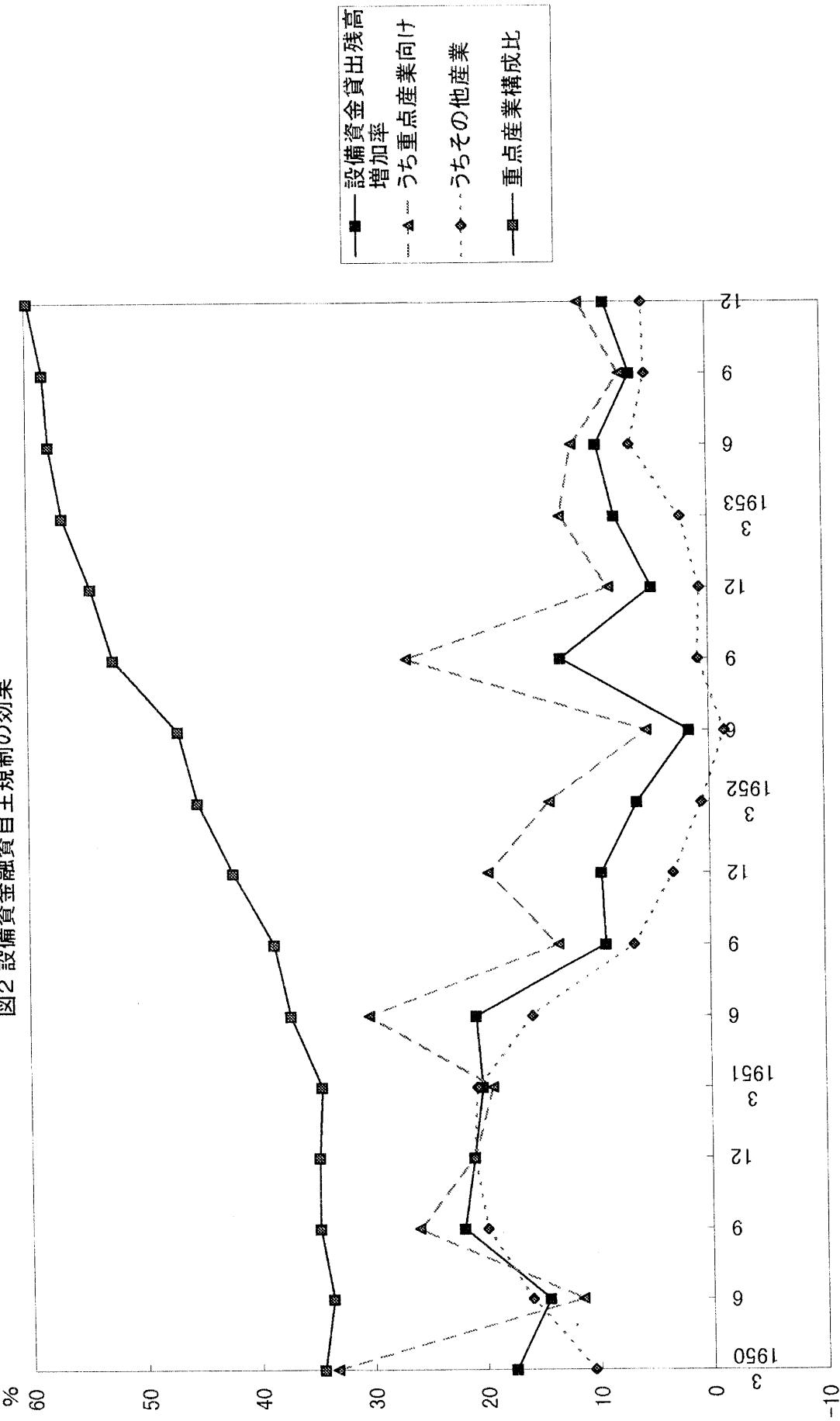


表3 金融機関資金審議会委員(発足時)

分類	地位	氏名
金融	全国銀行協会連合会会长	迫 静二
	全国地方銀行協会会长	龜山 甚
	大阪銀行協会会长	堀田庄三
	名古屋銀行協会会长	鈴木享一
	日本興業銀行頭取	川北禎一
	信託協会会长	熊谷栄次
	生命保険協会理事会会長	矢野一郎
産業	経済団体連合会事務局長	堀越禎三
	東京商工会議所副会頭	永野重雄
	関西経済団体連合会常任理事	原 吉平
	電気事業連合会副会長	太田垣士郎
	日本中小企業団体連盟副会長	数原三郎
	第一物産社長	新関八洲太郎
	北海道炭坑汽船社長	萩原吉太郎
学識経験者	日本経済新聞主幹	円城寺次郎
	前農林事務次官	東畑四郎
	元運輸事務次官	秋山 竜
	野田経済研究所長	野田 豊
官庁代表	大蔵事務次官	平田敬一郎
	経済企画庁次長	上野幸七
	通商産業事務次官	石原武夫
	農林事務次官	平川 守

資料:『銀行局金融年報』1956年版、p.53.

表4 設備過不足の見通し(通産省調査)

(%)

	1956年度	1957年度
綿紡	12	18
梳毛	22	26
紡毛	29	29
スフ綿	5	11
ビスコース人絹	12	15
石油精製	20	32
硫安	-4	0
電解ソーダ	2	11
セメント	5	13
化学パルプ	-10	-8
機械パルプ	2	13
薄板	-12~0	-10~2
高炉銑	-3	0
カーバイト	3	1
ベンゾール	-7	18
硫酸	-4	-5
電力	-11	-12

注:(需要見込量-生産可能量)／生産可能量 したがってマイナスは設備不足を示す。

資料:通産省企業局「主要産業の設備状況について」(『金融機関資金審議会』1956年).

表5 金融機関資金審議会小委員会委員(発足時)

分類	地位	氏名	備考
金融界	全国銀行協会連合会会长	酒井杏之助	現委員
	日本興業銀行頭取	川北禎一	現委員
	全国地方銀行協会会长	亀山 甚	現委員
産業界	東京商工会議所副会頭	足立 正	臨時委員
	経済団体連合会事務局長	堀越禎三	現委員
電力関係	電気事業連合会会长	菅礼之助	臨時委員
	関西電力社長	太田垣士郎	現委員
鉄鋼関係	鉄鋼連盟会長	小島新一	臨時委員
	富士製鉄社長	永野重雄	現委員
石炭関係	石炭協会副会長	万仲余所治	臨時委員
	北海道炭坑汽船社長	萩原吉太郎	現委員
石油化学関係	化学工業協会会长	原安三郎	臨時委員
	化学工業協会副会長	池田亀三郎	臨時委員
海運関係	船主協会会长	山県勝見	臨時委員
化学繊維関係	化学繊維協会会长	賀集益蔵	臨時委員
政府関係機関	日本銀行副総裁		現委員
	日本開発銀行副総裁		現委員
政府	大蔵次官		現委員
	通産次官		現委員
	経済企画庁次官		現委員
	農林次官		現委員
その他	金融機関資金審議会会长	中山伊知郎	現委員

資料:『銀行局金融年報』、1957年版、p.37.

表6 電力・鉄鋼設備資金不足の推計(1957年度)

(百万円)

	9電力			高炉6社		
	資金計画	調達見込	過不足	資金計画	調達見込	過不足
総工事資金	2,005	1,779	-226	803	750	-53
株式	184	184	0	121	121	0
社債	313	215	-98	11	6	-5
借入金	1,017	890	-127	334	287	-47
興長銀	185	110	-75	116	69	-47
市中銀行	360	318	-42	10	10	0
小計	545	428	-117	126	79	-47
信託銀行	128	123	-5	43	43	0
生保	145	140	-5	63	63	0
開銀	198	198	0	11	11	0
外資	0	0	0	91	91	0
その他	1	1	0	0	0	0
内部資金	490	490	0	336	336	0

資料:全銀協「電力(九電力)、鉄鋼(六社)の設備資金過不足推計」(『金融機関
資金審議会』1957年).

表7 産業合理化審議会産業資金部会委員(発足時)

地位	氏名	備考
経済団体連合会事務局長	堀越禎三	委員
三菱銀行常務	宇佐美洵	委員
日本経済新聞主幹	円城寺次郎	委員
日本化学繊維協会会长	賀集益蔵	委員
朝日新聞論説委員	土屋 清	委員
日本興業銀行副頭取	中山素平	委員
日本開発銀行副総裁	平田敬一郎	委員
三井石油化学常務	平山 威	委員
東京新聞論説委員	福良俊之	委員
電気事業連合会専務理事	松根宗一	委員
日本石炭協会専務理事	佐久 洋	委員
富士製鉄副会長	山本高行	委員
東洋高圧工業副社長	野村末一	委員
日本石油常務	新井 浩	臨時委員
通産省企業局産業資金課長	馬郡 巖	専門委員

藤原他[1994]、pp.9-10。